



りそな銀行アジアニュース

2021年10月29日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「個人情報保護法の概要について」

「個人情報保護法」(主席令第91号)が2021年11月1日より施行されます。外資企業を含む中国国内で個人情報の取扱いを行うあらゆる主体(自然人、法人、公的機関・団体等)が本法の適用対象となります。主な内容は以下の通りです。

内 容 概 要	
個人情報の定義	定義:「電子又はその他の方法により記録された自然人として識別された又は識別できる各種情報とする」 【個人情報】氏名、住所、電話番号、教育・職歴情報、財産情報、通信履歴、アクセス履歴など 【機微情報】個人情報のうち、バイオ認識情報、宗教信仰、特定の身分、性的趣向、医療健康記録、金融口座情報、移動履歴及び14歳未満の未成年者の個人情報など漏えい又は違法に使用されると、個人の尊厳を侵害したり、個人及び財産の安全を害したりする可能性のある情報
取扱い行為	収集、保存、使用、加工、転送、提供、公開、削除などが規制対象
取扱い原則	「合法・正当・必要・誠実及び信用」、「明確で合理的な目的」、「取扱い活動の公開と透明性」、「情報の完全性・正確性」、「権限と責任の一致と個人情報セキュリティ」を確保すること

重要なポイント	◎ 原則、個人情報の取扱いには「通知+同意取得」が必要 ➢ 契約履行に不可欠、緊急事態への対応、公共利益への保護、自己開示による公開などは例外 ◎ 機微な個人情報の取扱いには、「通知+個別同意+個人権益影響評価」が必要 ➢ 必要性が十分でない場合、取扱不可(14歳未満の場合、後見人の同意取得が必要) ◎ 越境提供の場合、「説明+個別同意+個人権益影響評価」が必要 ➢ 海外移転先の基本情報、転送目的、取扱方法、権利の行使方法・プロセスなどの説明が必要
越境提供規則	規制対象: 中国国内にて収集又は発生した個人情報を国外に提供する行為 基本条件: ①国家インターネット情報管理部門(「網信部」と略称)が行う安全評価に合格 ②同部門の規定に基づき、専門業者が行う個人情報保護認証を取得 ③国外の受領者と標準契約書(網信部ひな形)を締結し、権利・義務を明確化 ※上記条件のいずれかを充足することが前提 注意事項: 重要情報施設の運営者及び取扱う個人情報の数量が網信部の規定する数量に達している場合は、原則国内保管。越境提供の場合、①を充足することが必須

法的責任	● 違法行為が存在し且つ是正しない場合、違法収入を没収する上、過料を処する ➢ 会社は100万元以下(程度が著しい場合は5,000万元以下又は前年度売上高の5%以下) ➢ 管理責任者は1~10万元(程度が著しい場合は10~100万元) ● 業務及び営業許可の取消、民事・刑事責任への追及などのリスクが発生する可能性がある
------	---

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-2736
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいようお願い致します。 * 禁無断転載